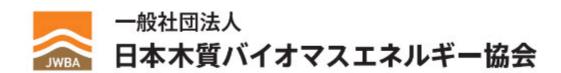
# 発電側基本料金に対する 当協会からの意見

2021年1月25日

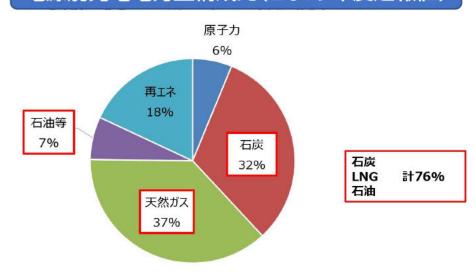


# 1. 発電側基本料金の料金設定について(1)



- 基幹送電線利用ルールの見直しにより、契約kWに加えて、発電電力量(kWh)が送 配電設備の整備・維持のコストに影響を与えるとの考え方から、kWhも考慮した課 金を検討することとされていますが、送配電設備の整備には接続される発電所の最 大出力がベースとなると想定されることから、発電側基本料金の考え方としては、 kW課金を原則とすることが適当と考えています。
- また、発電事業者に送電設備を最大限利用するインセンティブをもたらすというkW 課金の考え方は、今後とも重要な意義があると考えられます。
- 現在の国内の電源構成においては、 契約kWに対し、安定的な発電量を提供することが可能な火力発電が4分の 3を占める実態を踏まえると、発電量に伴う発電側基本料金の考え方が盛り込まれたとしても、契約kWを重視する料金設定にすべきと考えます。

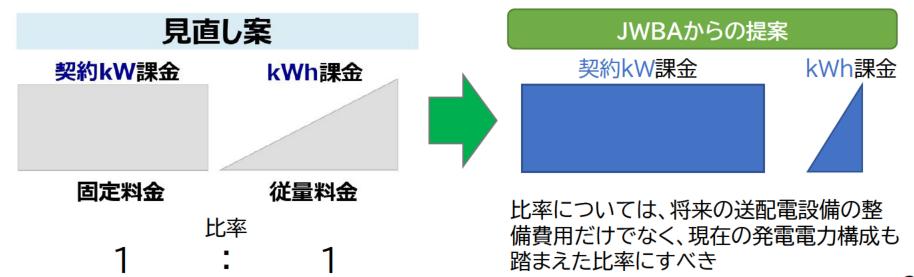
#### 電源別発電電力量構成比(2019年度速報値)



# 1. 発電側基本料金の料金設定について(2)



- □ このようなことから、発電側基本料金を現在稼働している各発電事業者から徴収することを想定した上で、現在の発電構成を考慮し、「kW課金とkWh課金の比率を『3:1』」とするなど、将来における送配電設備の整備費用だけでなく、現在の発電電力構成等も踏まえた上で、kW課金を重視する料金形態とすべきと考えます。
- □ もちろん、電力構成比率や送配電網の整備費用の見通し等により、発電側基本料金の見直しが行われることで、各発電所に公平な負担となるよう、定期的に再考する必要性は認識しています。



#### 2. 発電側基本料金の地域別・電圧別による割引に関して



- 割引制度については、特に割引Bの拡充により、対象となる事業者が増えることが見込まれると考えており、各発電事業者に配慮されたものと認識しています。
- □ 一方で、割引A、割引Bをともに受けられる発電事業者について、kW課金分を0とすることについては、次のような点も考慮することが適当と考えます。
  - ・ 送配電網が手厚く整備されている地域は、送配電網の設備更新が行われる可能性が小さいとはいえ、一定程度見込まれると推測されることから、kW課金分について低率でも負担させることが、公平性の観点からも必要ではないか。
  - ・ 送配電設備の整備費用の観点から、需要地近郊や既に送配電網が手厚く整備されている地域などの送配電設備の追加増強コストが小さい地域に発電所の新設を誘導する形となる結果、割引Aが適用される一時期に発電所の新設が集中し、送配電設備の追加増強コストが当初よりも増すことも想定される。
- □ さらに、割引相当額の補填のあり方は明らかではありませんが、その一部なりとも割引を受けない発電事業者に転嫁されることとなれば、送配電網が手厚い場所に発電所を設置しようとしても発電所の特性や地形状況などにより設置できない発電所にとって不公平感が生じることについて、検討の必要があると考えます。

### 3. 発電側基本料金導入後について



- 発電側基本料金については、これまで小売電気事業者が託送料金として全額負担していた部分の一部を発電側が負担する一方で、小売事業者側が託送料金の減額分を発電側との取引価格に充当するとの考え方と承知しています。
- □ その内容は発電と小売間の相対取引で決定されると承知していますが、契約kW課金であれば、発電所側が負担する発電側基本料金と小売電気事業者による充当額を同額に設定でき、公平な取り扱いとなると考えられます。
- □ 契約kW課金にkWh課金を加え、さらに割引制度も組み合わせることとすれば、小売 事業者による充当額の算定も複雑となり、場合によっては発電側基本料金との間に 差が生じ、混乱を生むケースが想定されます。
- □ このため、発電側基本料金の導入に当たっては、こういった点も考慮した充当のあり方をご検討いただき、各関係者への周知徹底や事業者に対する問い合わせ等にも適切に対応いただくとともに、導入後において、小売事業者から発電所への支払額が適切に運用されるような措置をお願いします。